

新潟市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第22号

新潟市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市都市公園条例施行規則(昭和32年新潟市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則の一部改正)

第2条 新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則(昭和40年新潟市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市産業振興センター条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市産業振興センター条例施行規則(昭和62年新潟市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第14条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第16条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の

方法により公表し」を削る。

(新潟市水族館条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市水族館条例施行規則(平成3年新潟市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第11条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市万代市民会館条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟市万代市民会館条例施行規則(平成3年新潟市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第243条の2第1項」を削る。

第16条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市民プラザ条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟市民プラザ条例施行規則(平成5年新潟市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟市自転車等駐車場条例施行規則(平成5年新潟市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１５条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市斎場条例施行規則の一部改正）

第８条 新潟市斎場条例施行規則（平成７年新潟市規則第４３号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１７条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市天寿園条例施行規則の一部改正）

第９条 新潟市天寿園条例施行規則（平成７年新潟市規則第５７号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１４条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部改正）

第１０条 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成８年新潟市規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第２７条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市営住宅条例施行規則の一部改正)

第11条 新潟市営住宅条例施行規則(平成9年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第33条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第35条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市西新潟市民会館条例施行規則の一部改正)

第12条 新潟市西新潟市民会館条例施行規則(平成9年新潟市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市地域保健福祉センター条例施行規則の一部改正)

第13条 新潟市地域保健福祉センター条例施行規則(平成10年新潟市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第12条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市民芸術文化会館条例施行規則の一部改正)

第14条 新潟市民芸術文化会館条例施行規則(平成10年新潟市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「

地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市音楽文化会館条例施行規則の一部改正）

第15条 新潟市音楽文化会館条例施行規則（平成10年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第243条の2第1項」を削る。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市會津八一記念館条例施行規則の一部改正）

第16条 新潟市會津八一記念館条例施行規則（平成10年新潟市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市急患診療センター条例施行規則の一部改正）

第17条 新潟市急患診療センター条例施行規則（平成12年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市西堀地下駐車場条例施行規則の一部改正）

第18条 新潟市西堀地下駐車場条例施行規則（平成13年新潟市規則第50号）の一部

を次のように改正する。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第13条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市歴史博物館条例施行規則の一部改正）

第19条 新潟市歴史博物館条例施行規則（平成15年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第12条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第14条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市生涯学習センター条例施行規則の一部改正）

第20条 新潟市生涯学習センター条例施行規則（平成16年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第8条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟国際友好会館条例施行規則の一部改正）

第21条 新潟国際友好会館条例施行規則（平成16年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の

方法により公表し」を削る。

(新潟市公民館使用料徴収規則の一部改正)

第22条 新潟市公民館使用料徴収規則(平成17年新潟市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市新津地域学園条例施行規則の一部改正)

第23条 新潟市新津地域学園条例施行規則(平成17年新潟市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市白根学習館使用料徴収規則の一部改正)

第24条 新潟市白根学習館使用料徴収規則(平成17年新潟市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第8条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市亀田市民会館条例施行規則の一部改正)

第25条 新潟市亀田市民会館条例施行規則(平成17年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第14条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市西川学習館使用料徴収規則の一部改正）

第26条 新潟市西川学習館使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則の一部改正）

第27条 新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第8条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市潟東ゆう学館条例施行規則の一部改正）

第28条 新潟市潟東ゆう学館条例施行規則（平成17年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第243条の2第1項」を削る。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市岩室健康増進センター条例施行規則の一部改正）

第29条 新潟市岩室健康増進センター条例施行規則（平成17年新潟市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第8条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市新津美術館条例施行規則の一部改正）

第30条 新潟市新津美術館条例施行規則（平成17年新潟市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第243条の2第1項」を削る。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市小須戸地区ふれあい会館条例施行規則の一部改正）

第31条 新潟市小須戸地区ふれあい会館条例施行規則（平成17年新潟市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第14条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第16条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市しろね大凧と歴史の館条例施行規則の一部改正）

第32条 新潟市しろね大凧と歴史の館条例施行規則（平成17年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第10条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の

方法により公表し」を削る。

(重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則の一部改正)

第33条 重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則（平成17年新潟市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則の一部改正)

第34条 新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則（平成17年新潟市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第35条 新潟市老人福祉センター条例施行規則（平成17年新潟市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第243条の2第1項」を削る。

第18条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則の一部改正)

第36条 新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則（平成17年新潟市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第243条の2第1項」を削る。

第13条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正)

第37条 新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例施行規則（平成17年新潟市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市勤労者福祉施設条例施行規則の一部改正)

第38条 新潟市勤労者福祉施設条例施行規則（平成17年新潟市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第12条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第14条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市新津地区グリーンセンター条例施行規則の一部改正)

第39条 新潟市新津地区グリーンセンター条例施行規則（平成17年新潟市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例施行規則の一部改正)

第40条 新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例施行規則（平成17年新潟

市規則第 85 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条中「地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項」を「地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)」に改める。

第 12 条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市広報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則の一部改正)

第 41 条 新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則 (平成 17 年新潟市規則第 114 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条中「地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項」を「地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)」に改める。

第 13 条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則の一部改正)

第 42 条 旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則 (平成 17 年新潟市規則第 116 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条中「地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項」を「地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)」に改める。

第 15 条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市巻ふれあい福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 43 条 新潟市巻ふれあい福祉センター条例施行規則 (平成 17 年新潟市規則第 221 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条中「地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項」を「地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)」に改める。

第 15 条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の

方法により公表し」を削る。

(新潟市黒崎市民会館条例施行規則の一部改正)

第44条 新潟市黒崎市民会館条例施行規則(平成17年新潟市規則第248号)の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市ほたるの里交流館条例施行規則の一部改正)

第45条 新潟市ほたるの里交流館条例施行規則(平成18年新潟市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第14条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第46条 新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則(平成18年新潟市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則の一部改正)

第47条 新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則(平成19年新潟市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第16条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第18条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市亀田駅駐車場条例施行規則の一部改正）

第48条 新潟市亀田駅駐車場条例施行規則（平成19年新潟市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第8条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市児童館条例施行規則の一部改正）

第49条 新潟市児童館条例施行規則（平成19年新潟市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第10条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市口腔保健福祉センター条例施行規則の一部改正）

第50条 新潟市口腔保健福祉センター条例施行規則（平成20年新潟市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第7条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市岩室観光施設条例施行規則の一部改正)

第51条 新潟市岩室観光施設条例施行規則(平成21年新潟市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第12条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第14条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市北区文化会館条例施行規則の一部改正)

第52条 新潟市北区文化会館条例施行規則(平成21年新潟市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第14条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第16条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則の一部改正)

第53条 新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則(平成22年新潟市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市東区プラザ条例施行規則の一部改正)

第54条 新潟市東区プラザ条例施行規則(平成23年新潟市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第14条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１６条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則の一部改正）

第５５条 新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則（平成２３年新潟市規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１５条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市中之口農業体験公園条例施行規則の一部改正）

第５６条 新潟市中之口農業体験公園条例施行規則（平成２３年新潟市規則第７５号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１７条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則の一部改正）

第５７条 新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則（平成２４年新潟市規則第７８号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」に改める。

第１３条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市江南区文化会館条例施行規則の一部改正）

第58条 新潟市江南区文化会館条例施行規則（平成24年新潟市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第13条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市江南区郷土資料館条例施行規則の一部改正）

第59条 新潟市江南区郷土資料館条例施行規則（平成24年新潟市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第13条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市秋葉区文化会館条例施行規則の一部改正）

第60条 新潟市秋葉区文化会館条例施行規則（平成24年新潟市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第15条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

（新潟市岩室民俗史料館条例施行規則の一部改正）

第61条 新潟市岩室民俗史料館条例施行規則（平成26年新潟市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第243条の2第1項」を削る。

第13条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の

方法により公表し」を削る。

(新潟市江南区福祉センター条例施行規則の一部改正)

第62条 新潟市江南区福祉センター条例施行規則(平成27年新潟市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則の一部改正)

第63条 新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則(平成29年新潟市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第8条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

(新潟市新津育ちの森条例施行規則の一部改正)

第64条 新潟市新津育ちの森条例施行規則(令和4年新潟市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第10条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第12条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。